

事後評価について

国土交通省所管公共事業の事業評価の概要

新規事業採択時評価

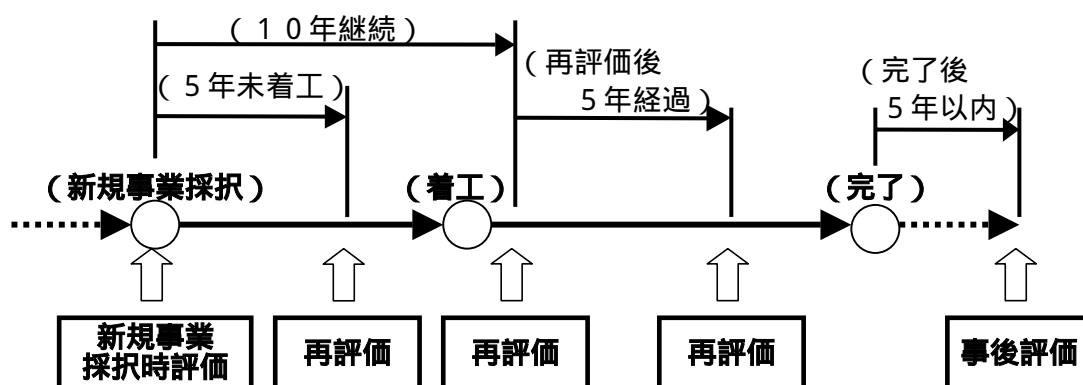
新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

再評価

事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の概要

1. 事後評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

2. 事後評価対象事業

事業完了後5年以内の事業

審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

3. 事後評価の視点及び対応方針等の考え方

事後評価の視点

費用対効果分析の算定基礎となつた要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
事業の効果の発現状況
事業実施による環境の変化
社会経済情勢の変化
今後の事後評価の必要性
改善措置の必要性
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

対応方針等の考え方

～ の各視点から
・改めて事後評価を実施する必要があるか
・改善措置を実施する必要があるか
の対応方針を決定。

更に、

・同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要があるか
について検討。

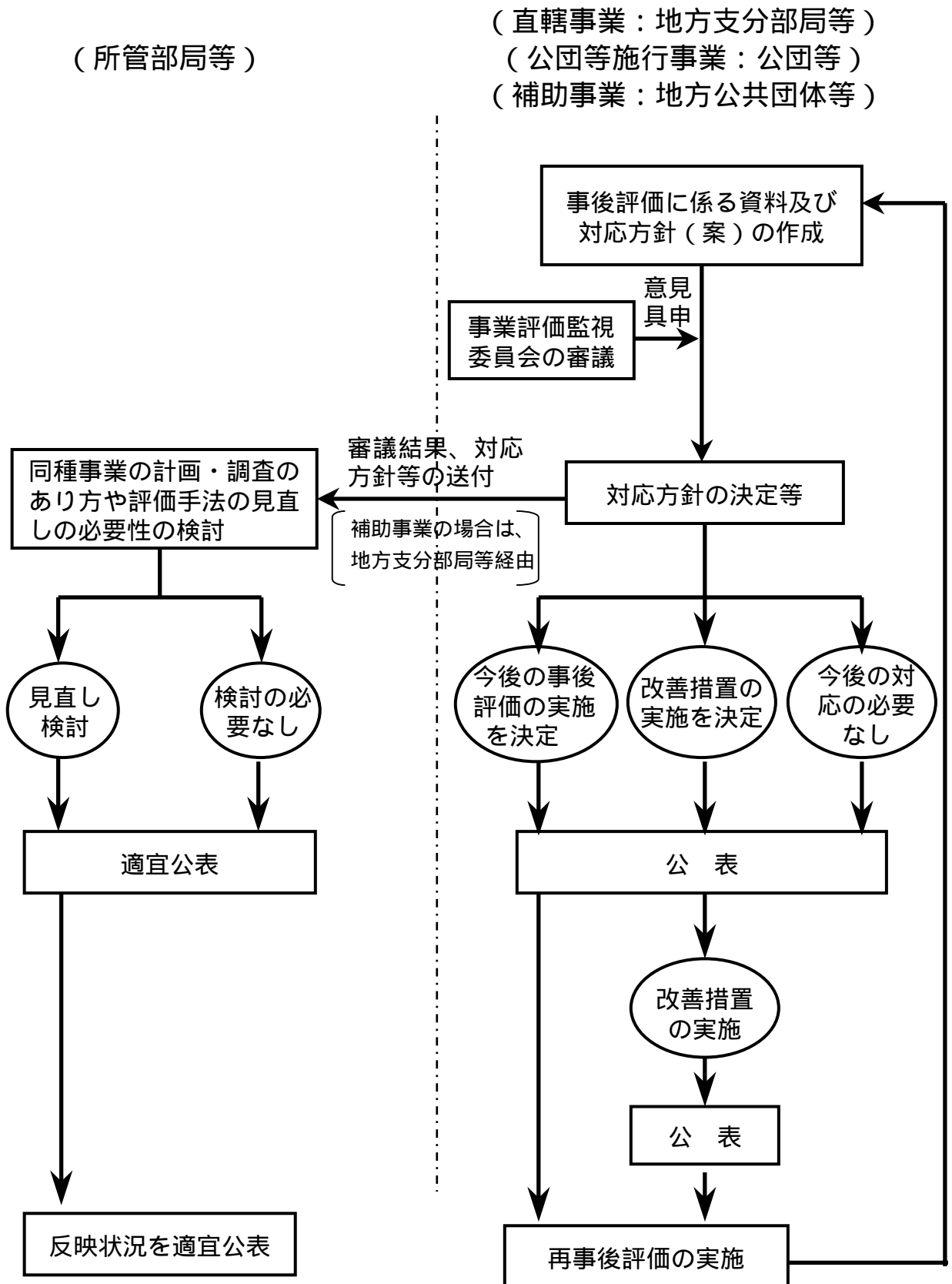


審議結果、対応方針及びその決定理由等を公表

4. 事業評価監視委員会

地方支分部局等、公団等、地方公共団体等ごとに設置
全ての事後評価対象事業について審議
事業評価監視委員会による意見具申
審議の公開等により透明性を確保
事業評価監視委員会の意見の尊重

事後評価の実施フロー



道路事業・街路事業に係る事後評価手法の策定

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成 15 年 3 月 31 日事務次官通達）

国土交通省所管公共事業の事後評価の各視点について、
道路事業・街路事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定

道路事業・街路事業に係る事後評価実施要領細目・事後評価項目の策定

事後評価項目設定の考え方

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- 1

- ・交通量の状況
 - ・旅行速度の向上
 - ・交通事故の減少
 - ・コストの増減
 - ・事業期間の状況
- 採択時の予測値との比較
- 計画と実績の比較
- 事業進捗の実績、計画と実績と比較

- 2

- ・上記について予測と乖離が生じている場合その要因

- 3

- ・費用対効果（B / C）の算出

新規採択時、再評価時と同様の評価手法により、事後評価時点で算定

- 4

- ・事業遅延による影響（遅延による社会的な損失額）

事業の効果の発現状況

- ・新規採択時及び再評価時の客観的評価指標（現在パブリックコメント実施中）の項目に対応した項目設定
- ・定量的な評価が可能な項目については、極力定量的に評価
例：渋滞損失の削減額 等
- ・その他、事後において把握できた効果を幅広く記述
例：地域の経済、生活に与えた影響 等

事業実施による環境の変化

事業実施前に行った環境影響評価及び事業を巡る状況の変化を踏まえ事業評価実施主体が環境に関して評価すべきと判断した項目

事業を巡る社会経済情勢の変化

関連する計画や事業の状況変化、人口・産業等の社会経済状況の変化、環境に関する状況変化、その他事業採択時より事後評価実施時までの周辺状況変化等

(参考) 事後評価の試行について

試行対象：直轄事業及び公団施行事業から事業の規模・特性等を考慮して事後評価実施主体がその事業のうちの一部を選定

試行状況：平成11年度より実施

年度別・事業別の事後評価試行件数

	直轄事業	補助事業	公団施行事業	計
平成11年度	26件	0件	11件	37件
平成12年度	14件	0件	9件	23件
平成13年度	57件	1件	5件	63件
平成14年度	11件	0件	5件	16件

試行事例：平成14年度事後評価より 東海北陸自動車道（別添）